

質疑への回答書

各 位

庄 原 市 長
(総務部管財課)

平成29年7月3日に公告を行った「保育所・学校関係3施設 で使用する電力の供給」の入札案件について、当市に寄せられた質疑に対し、以下のとおり回答します。

最終更新日:平成29年7月27日

記

質 疑 事 項	回 答
質疑1 (質疑受領日:平成29年7月5日) 現在の電力供給会社はどこですか。	回答1 (回答掲載日:平成29年7月6日) 現在、保育所・学校関係3施設のうち、保育所2施設は丸紅新電力株式会社と、学校1施設は中国電力株式会社と電力供給の契約を締結しております。
質疑2 (質疑受領日:平成29年7月5日) 現在の供給会社が旧一般電気事業者であるとき、旧一般電気事業者から新電力会社への切り替えに係るスケジュールの確認はとっていますか。	回答2 (回答掲載日:平成29年7月6日) 中国電力(株)ネットワークサービスセンターに供給側接続事前検討を申し込み、公告文書に添付しております「中国電力(株)ネットワークサービスセンターにおける事前調査回答内容」のとおり回答を得ております。
質疑3 (質疑受領日:平成29年7月21日) 保育所2施設の太陽光発電設備では、余剰電力販売は行っていません。入札公告内容の仕様書からは、売電するように読み取れますがどうでしょうか。	回答3 (回答掲載日:平成29年7月21日) 現在、余剰電力売電を行っていない施設も、今後、余剰電力が発生した際の売電方針として記載しています。
質疑4 (質疑受領日:平成29年7月21日) 契約書(案)の内容について、落札後の協議は可能でしょうか。	回答4 (回答掲載日:平成29年7月21日) 可能です。
質疑5 (質疑受領日:平成29年7月21日) 落札金額について、公表されるのは総価のみでしょうか。	回答5 (回答掲載日:平成29年7月21日) お見込みのとおりです。
質疑6 (質疑受領日:平成29年7月21日) 仕様書へ自動検針とあるが、訪問検針することは可能でしょうか。	回答6 (回答掲載日:平成29年7月21日) 可能です。
質疑7 (質疑受領日:平成29年7月21日) 検針日は変更が可能でしょうか。	回答7 (回答掲載日:平成29年7月21日) 契約書(案)第9条に示しているとおり、検針日

質 疑 事 項	回 答
	は、使用者、供給者協議のうえ定めるものとして います。
<p>質疑8 (質疑受領日:平成29年7月24日) 入札書及び内訳書の添付方法について、指定はありますでしょうか。(割印、ホチキス止め又は製本等)</p>	<p>回答8 (回答掲載日:平成29年7月27日) 割印、ホチキス止め又は製本する必要はありません。</p>
<p>質疑9 (質疑受領日:平成29年7月24日) 工事負担金に関しまして、お客様都合で新設備設置・工事が着工する際に発生しました工事金などは、弊社が負担することができませんがご対応いただけますでしょうか。</p>	<p>回答9 (回答掲載日:平成29年7月27日) 本入札に関して、新設備設置・工事の予定はありません。</p>
<p>質疑10 (質疑受領日:平成29年7月24日) 一般送配電事業者が値上げを行った場合、弊社も同額をスライドで上げさせていただきますが、ご対応いただけますでしょうか。</p>	<p>回答10 (回答掲載日:平成29年7月27日) 協議に応じます。</p>
<p>質疑11 (質疑受領日:平成29年7月24日) 入札書に記載する日付を教えてください。</p>	<p>回答11 (回答掲載日:平成29年7月27日) 日付の指定はありませんが、入札書提出期限日以前の日付である必要があります。</p>
<p>質疑12 (質疑受領日:平成29年7月24日) 現供給者を教えてください。</p>	<p>回答12 (回答掲載日:平成29年7月27日) 回答1の通りです。</p>
<p>質疑13 (質疑受領日:平成29年7月24日) 弊社は、1施設に対して1枚の請求書となっており、また分割請求(1施設に対して複数枚の請求書発行)については対応できかねますがよろしいでしょうか。</p>	<p>回答13 (回答掲載日:平成29年7月27日) 本入札は、3施設をまとめて入札に付しますが、請求は1施設に対して1枚としています。1施設に対して分割請求いただくことは、考えておりません。</p>
<p>質疑14 (質疑受領日:平成29年7月24日) 弊社は検針結果をデータ・紙ベースにて報告することはできませんがよろしいでしょうか。(請求書、Webにて使用量等確認は可能です)</p>	<p>回答14 (回答掲載日:平成29年7月27日) 落札者には、請求前に請求書の速報版を電子メールによりお送りいただくことをお願いしております。</p>
<p>質疑15 (質疑受領日:平成29年7月24日) 端数処理の方法について教えてください。(基本料金算定時、従量料金算定時、月合計算定時、総額算定時、税抜金額算出時)</p>	<p>回答15 (回答掲載日:平成29年7月27日) 入札付属書における端数処理について、基本料金単価と使用電力量に対する単価(従量料金単価)は消費税を含み、1円未満の端数を含めることができます。ただし、月合計算定時に1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定してください。税抜金額(予定総額)算定時に1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定してください。</p>

質 疑 事 項	回 答
	詳しくは、公告文書4ページ内「7. 入札書の作成方法」の「(5)入札価格の算定方法と入札付属書の作成方法」を参照のうえ、算定してください。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番1号
庄原市役所 総務部 管財課 契約係